

公 告

塩尻市浄化センター包括的維持管理業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので公告します。

令和8年9月24日

塩尻市長 百 瀬 敬

1 業務概要

(1) 業務名称

塩尻市浄化センター包括的維持管理業務委託

(2) 目 的

本業務は、塩尻市浄化センターの運転管理、点検、物品調達及び修繕等の維持管理に係る業務を一括して複数年にわたって発注することにより、受注者の有する技術力の発揮及び創意工夫を促し、塩尻市浄化センターの機能維持及び維持管理の効率化を図ることを目的とする。

(3) スケジュール ※1

内 容	日 時
プロポーザル実施公告	令和8年9月24日（木）
質問書 最終受付	令和8年10月8日（木）
資料閲覧期間	令和8年10月9日（金）から 令和8年11月5日（木）まで
質問書 回答期限	令和8年10月15日（木）
参加表明書 提出期限	令和8年10月16日（金）
一次審査結果通知	令和8年10月20日（火） ※2
提案書類 提出期限	令和8年11月6日（金）
二次審査	令和8年11月16日（月）
二次審査結果通知	令和8年11月17日（火） ※2
審査結果公表予定	令和8年12月21日（月） ※2
契約締結	令和9年1月 ※2
準備期間	契約締結日から 令和9年3月31日（水）まで
委託業務開始	令和9年4月1日（木）

- ※1 受付期間及び提出期限等における受付時間は、いずれも開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- ※2 状況により日程が前後する場合がある。

2 参加資格

本業務の遂行に必要な能力を有し、参加表明に必要な書類の提出日から二次審査までの間において、次に掲げる要件を全て満たす単体企業又は共同企業体（JV）とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 令和7・8・9年度の塩尻市入札参加資格者名簿（業務委託のうち上下水道等維持管理）に登録のある者であること。
- (3) 県内に本社又は営業所等を有する者であること。共同企業体の場合は、構成員のうち代表企業がこの要件を満たし、本市との交渉窓口となること。
- (4) 塩尻市暴力団排除条例（平成24年塩尻市条例第7号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものではないこと。
- (5) 公告の日から契約締結日までの期間において、塩尻市入札参加資格者に係る入札参加停止措置規程（平成24年訓令第5号）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく下水道処理施設維持管理業者登録を有する者であること。
- (9) 下水道終末処理場の運転管理業務を元請（共同企業体構成員を含む）として受注実績があること。ただし処理方法は標準活性汚泥法に限る。
- (10) 要求水準書で示す要件を全て満たす総括責任者及び副総括責任者を本業務において専任で配置できる者であること。
- (11) 本業務の遂行にあたり、塩尻市民の雇用確保や地元経済の振興、地元企業の技術力確保等に協力できる者であること。

3 その他

提案、選考、契約、業務委託等の詳細については、「塩尻市浄化センター包括的維持管理業務委託 プロポーザル実施要領」、「塩尻市浄化センター包括的維持管理業務委託 要求水準書」等を参照すること。

4 担当部署

塩尻市 水道事業部 下水道課 浄化センター ※提案書類提出先
〒399-0701 長野県塩尻市大字広丘吉田408番地1

電話番号 0263-58-0033

電子メール gesui@city.shiojiri.lg.jp